

令和3年7月5日

渡辺(ひ)委員

私のほうからは、まず障害者による文化芸術活動について何点か質問したいと思います。

健全者というか、普通の文化芸術の振興については質疑がありましたので、少しかぶらないお話をさせていただきたいと思います。

はじめに、平成30年6月に、国の文化庁のほうで、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律が施行されたと思います。これを受けて、県として障害者による文化芸術活動について計画を策定しているのか否か、まず確認したいと思います。

文化課長

こちらの障害者による文化芸術活動の推進に関する法律ですが、神奈川県としましては、文化課、それから障害福祉課の共管としています。この法律に基づき、計画を単体で新たに策定するというはしてはませんが、ただ文化課で申し上げますと、県の文化芸術振興条例に基づき、かながわ文化芸術振興計画というものを持っています。こちらの計画を平成31年3月に改定しました際に、新たに障害者も含めましたあらゆる人の文化芸術活動の充実等を重点施策の1つに位置づけることなどにより、法の趣旨をしっかりと反映しています。

渡辺(ひ)委員

今御答弁がありました神奈川県はかながわ文化芸術振興計画を31年に改定をしたということですが、この計画自体はもともとずっとあって、都度改定をしている計画だと思うのですね。その上で私が心配なのは、国のほうでしっかり法律をつくって、本当にこの計画の中で障害者の文化芸術活動が位置づけられているのか少し不安です。それを再度御答弁願います。

文化課長

障害者による文化芸術活動については、今申し上げました計画の中で重点施策2として、全部で5つありますが、これまでは青少年という形で位置づけていた重点施策を、子供に限らず、高齢者、障害者など、あらゆる人の文化芸術活動の充実等にしっかりと位置づけをしているところです。

渡辺(ひ)委員

重点施策の中には一応入れ込んだという御答弁で理解をするわけですが、では実際にその計画に基づいて具体的にどのような取組を行ったのか、詳細を確認したいと思います。

文化課長

実際の取組として、重点施策2については、4つの取組を定めています。1つ目は、創作活動を支援するというものがあります。実際には昨年度、文化課において、年齢や障害にかかわらず全ての人が舞台芸術に参加し楽しめるよう、共生共創事業というものを行っています。その中で、県内の福祉施設の入所者の方と音楽やダンスの作品を一緒につくっています。また、分身ロボットのOriHimeというものがあり、そちらを活用することで、外出が困難な方が

御自宅から参加できる朗読劇というものも作成しました。

また、障害福祉課の事業になりますが、神奈川県障害者社会参加推進センター事業として、海老名市文化会館において、障害者が創作した絵画や工作などの展示会を実施しています。

それから、2つ目の柱になりますが、アウトリーチ等の鑑賞や体験活動を充実するという取組があります。その中においては、共生推進本部室のほうでもいきアートサポート事業を実施して、アーティスト等が県内4か所の県立の特別支援学校の児童などと共に作品を作り上げて、広く県民の方に鑑賞してもらえるよう、企画展示というものを実施しています。

それから、3つ目の柱として、文化芸術に関わる人材の育成という取組があります。その中では、K A A T神奈川芸術劇場において、視覚障害者にフォーカスを当てた人材育成プログラムを昨年度は実施しています。

長くなりますが、最後、4つ目の柱として、文化芸術による共生社会実現に向けた環境づくりを定めています。その中においては、障害福祉課のほうで神奈川県障がい者芸術文化活動支援センターを設置し、相談支援事業やワークショップの実施、コーディネーターの養成等の事業を展開しています。

渡辺(ひ)委員

るる御説明ありがとうございました。文化芸術振興計画について、具体的な取組を幾つか御紹介願いましたが、その計画の資料を見ると、その後に目指す方向性が出ていますのですね。そこには、あらゆる人が文化芸術に触れられる神奈川へと、こういう表現をされています。文化芸術に触れられるという表現で取組をしているということになっています。私が少し気になるのは、個別計画はつくらずに、計画の見直しで対応したと、そして今言った取組は、実は国の文化庁の求めている法律の中に基本的政策、施策というのが幾つかあって、その中には今県が取り組んでいる鑑賞の機会の拡大や創造機会の拡大、さらには作品等の発表の機会の確保ということを書いてあります。それはそのとおりだと思うのです。そして、先ほど触れられる方向性というのもそのとおりだと思う。ただ、国の法律はさらに踏み込んでいて、例えば障害者の芸術について、芸術上価値が高い作品等の評価、要は専門家による障害者の作品をしっかりと評価していくという施策も載っています。さらに、もう少し読んでいくと、芸術上価値が高い作品等の販売等に関する支援、これは経済活性化につながる話だと思いますが、かなり具体的な取組が幾つか出ていますのですね。そのことによって、本当の意味での障害者の芸術をしっかりと、今日は経済活性化特別委員会なので、その視点から言うと、やはり経済的にも支えていくという取組まで踏み込んだ法律になっているのですね。

そういう意味からすると、県が計画を見直した今の取組というのが、その前段階というか、もう少し踏み込んだ取組が必要だと思います。その辺りいかがですか。

文化課長

今本県において、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律について、文化課の事業としては、そこまで高い評価をする、売っていくところまでは確かにできていないところはあろうかと思います。最初に答弁しました福

祉子どもみらい局の障害福祉課と共管しているところでもありますので、その辺りと連携しながらしっかりと法律の趣旨を再度確認して、必要な取組は、長期戦になるかもしれませんが、きちんと取り組んでいきたいと思いをします。

渡辺(ひ)委員

現計画は5年計画ですから、2023年までということになっています。それも踏まえて、今はコロナ禍ということもありますが、大事なことは人材を育成して、その方々が文化芸術にしっかりと取り組んで、またその方々が継続的に取り組むことができるようにするには、やはり経済的な支援に結びつける取組もないと長期的にはうまくいかないと思いをします。しっかりとその辺りはお願いをしたいと思いをします。

その上で、この質問の最後になりますが、障害者による文化芸術の促進は、今県のほうで一生懸命いろいろなことに取り組んでいただいているということは、この委員会の質疑の中でも分かりました。今日は、今はこういう時代ですから、行政だけが障害者の文化芸術振興を支援するというのではなくて、私が思っているのは、もう少し企業の取組、支援、具体的に言うと、全国でいえば企業のメセナ協議会というのがあるって、各企業がCSRの一環で音楽活動、鑑賞会、または芸術の展示会、こういうものの取組を支援したり、開催をしたりという取組があります。

それからすると、神奈川県も県行政だけではなくて、そういう企業とのコラボとか、メセナとの取組、若しくは活用、これが重要だと思います。現状神奈川県としてはメセナの活用や連携に、どのように取り組んでいるのか教えてもらいたいと思いをします。

文化課長

メセナの活用の事例として、県では、例えば事業者と協力の下、平成24年度から毎年、県民ホールにおいて県内の特別支援学校に通っている児童や生徒、保護者の方を神奈川フィルハーモニー管弦楽団のフルオーケストラによるコンサートへ招待いただくふれあいコンサートを企業の御協力により開催しています。昨年、今年度、コロナの関係で中断はしていますが、長期にわたって御支援を頂いています。

また、先ほど申しました県主催の共生共創事業において、障害者の方の舞台公演などの発表に当たり、会場の優先的な利用という形で、県内の事業者の御協力を頂いている取組があります。

あと、メセナではありませんが、例えば県民の方からふるさと納税かながわキントロウ寄附金なども活用させていただいているところではあります。

渡辺(ひ)委員

古くはメセナですが、これはCSRという取組で企業として行っていると思いをします。当然企業も昨今でいうとSDGsという流れの中で、さらにこのメセナの取組、若しくはそれに準じた取組を強化していこうという流れになっていると思うのですね。そういう意味からすると、今御答弁のあったような取組だけではなくて、私は障害者の文化芸術について質問しているので、先ほど言ったコンサートのふれあいだけではなくて、さらに広い分野でメセナや企業の御協力を得られる取組をさらに推進をしていってほしいと要望し、この質問は終

わかります。

次に、特定生産緑地の制度について何点かお聞きしたいと思います。

はじめに、現状の生産緑地制度の概要と、あと委員会資料にもありましたが、期限が迫る特定生産緑地制度はどのように違うのか、また新しい特定生産緑地制度を導入された経緯をまとめて御答弁願います。

農地課長

まず、現状の生産緑地制度は、市街化区域内の農地については、平成3年に生産緑地法が変わり、良好な土地環境を形成するためには宅地化するものと保全化するものに区分をして、保全するものとして市が都市計画に生産緑地地区を定めることができるようになりました。

通常、市街化区域内の農地は、固定資産税が宅地並み課税とされるのに対して、生産緑地として指定されると固定資産税が農地課税になるほか、耕作が継続されることで相続税の納税が猶予されるという税制上の優遇措置が受けられます。ただし、原則30年間農地として維持しなければいけないということで、現行の生産緑地の約8割が令和4年に指定から30年の期限を迎えるということになります。

その現状で新しくできる特定生産緑地制度が導入された経緯ですが、農地が野菜などの生産の場だけではなくて、貴重な緑や防災空間としても重要な役割を果たしているということが再認識され、平成27年に都市農地の振興促進法に基づいて国が都市農業振興計画というものを立て、その中で都市農地は都市にあるべきものだとして位置づけが変わったということです。一方、先ほどお話ししました現行の生産緑地については、令和4年以降順次30年の指定期限が到来して、税制上の優遇措置がなくなってしまうということで、現状のままの仕組みでは所有者の中には営農が続けられなくなってしまうという方も見られたため、国のほうは平成29年に生産緑地法を再び改正し、所有者が希望する場合はその30年だった指定期間をもう10年延長して、引き続き税制上の優遇措置を受けて営農を継続できるという特定生産緑地制度を創設したという状況です。

渡辺(ひ)委員

そういう意味からすると、県内の生産緑地の8割が令和4年で30年の期限が切れると。ということは、新しい制度に移行する、若しくは移行しないを含めてですが、基本的には移行することで取決めしなくてはいけないという状況だと思います。その指定は今どのような状況なのか、教えてもらいたいと思います。

農地課長

指定の状況は、令和4年に当初の指定から30年の指定期限を迎える生産緑地というものが、今現状で約970ヘクタールあります。そのうち手続は進めていて、19市のうち既に特定生産緑地として指定を公示されたところが約260ヘクタールあります。また、市が所有者から指定の申請を受け付けている面積というのが約468ヘクタールあり、公示されたものと申請を受け付け済みのものを合わせて約728ヘクタールあります。そうすると、率にしますと約75%の生産緑地が既に特定生産緑地としての指定を受けたか、あるいは所有者から申請を受け付けているという状況です。

渡辺(ひ)委員

大分進んでいる感じですが、逆に言うとまだ大分残っているとも言えると思います。この特定生産緑地に対する課題などは今ありますか。

農地課長

営農の継続の希望があるにもかかわらず特定生産緑地の指定漏れがありますと、今後一切従来の税制上の優遇措置が受けられなくなりますので、残り 25% の生産緑地の所有者に対して、指定漏れがないよう、改めて働きかけていく必要があると考えています。

渡辺(ひ)委員

もう少し別の角度で聞くと、指定漏れがないように働きかけるというのは、どちらかというと決定権は所有者が持っているような表現だと思います。当局の立場からすると、要は市街化の農地というのは非常に重要な土地だということで、所管によっても違うのですが、農地としてしっかり残っていただきたいという立場ではないかと思うのです。そういう立場であると想定すると、特定生産緑地が県内で 970 ヘクタールとおっしゃったと思いますが、県として、行政として、どの程度残したいという目標はあるのでしょうか。

農地課長

委員がおっしゃるとおり、行政としては都市の必要な農地ということで少しでも残したいというところはありますが、現時点で目標値と言えるものは用意していません。

渡辺(ひ)委員

確かに所有者の主権にも関わる部分なので、行政がどうのこうのと言うことはできないのかもしれませんが、ただ実際は、やはり貴重な農地だと思いますし、残すために優遇措置を法で定めているわけなので、そういう意味からすればしっかり残っていくような、それでそこで営農ができるような、実は税制だけの問題ではないのだと私は思うのですね。この制度は税制の問題が主ですが、さらにはそこを使って営農できるような、支援環境なども含めて行っていかなければならないと思います。そういうことをすることによって、さらに取組が促進すると思いますが、それも含めて期限内にどんな取組をしていくのか、再度御答弁願います。

農地課長

令和 4 年 11 月に指定期限になりますが、あと残り 1 年と数か月となっていますので、県としても、JA など関係農業団体もいらっしゃいますので、そういうところと連携しながら、営農を継続する意思のある農家への周知を図っていきたくと思っています。

また、市が指定するわけですが、3 か月ごとにこうした申請の状況調査を実施していて、例えば申請の状況が遅れている市に対しては、ヒアリングなどを通じて、いろいろと課題の聞き取りや他市の先行優良事例などを紹介していきながら、アドバイスといいますか、そういったところで支援していきたくと思っています。

渡辺(ひ)委員

しっかり今のような取組を、ぜひお願いをしたいと思うし、もっと言うと、

やはりそういう制度に誘導していくための県としての様々な取組や、JAも含めて、JAがしてくれている様々なことなども併せてPRしながら、促進をしっかりとお願いをしたいと思いますので、よろしく申し上げます。私の質問は以上です。